

国道 493 号整備促進マスコットキャラクターのイラスト使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国道 493 号整備促進マスコットキャラクター「とんぺいくん」(以下「キャラクター」という。)のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ)を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請及び使用許可)

第 2 条 キャラクターのイラストを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ高知県安芸土木事務所長(以下「事務所長」という。)にキャラクターイラスト使用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により申請し、許可を受けなければならない。

2 事務所長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、キャラクターイラスト使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)又は使用不許可書により通知するものとする。

3 事務所長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る条件を付することができる。

4 事務所長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、キャラクターのイラストの使用を認めるものとする。

(1) 国道 493 号の整備又は利用促進に係る提言若しくは広報

(2) その他、事務所長が適当と認める場合

5 第 1 項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、申請を省略することができる。ただし、使用目的が、前項各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 国道 493 号の整備に係る官公庁が使用するとき。

(2) (1) が行う事業の受注者が使用するとき。

(3) 報道機関が、報道及び広報の目的で使用するとき。

(4) その他、事務所長が申請を要しないと認めるとき。

(申請書の添付書類)

第 3 条 申請にあたっては、事前に使用見本を事務所長に提出しなければならない。

第 2 条第 5 項の規定により申請を省略する場合においても同様とする。ただし、事前に提出できないときは、キャラクターのイラストを使用する広報物等、その内容が確認できるものを提出するものとする。

(使用許可の期間)

第 4 条 キャラクターのイラストの使用許可の期間は、使用を許可した日から使用許可書記載の日までとする。

(暴力団排除条項)

第 5 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が申請者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を申請者の業務に従事させ、又は申請者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が申請者の経営、又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするか問わず、暴力団、又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団、又は暴力団員等が経営、又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 申請者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として、暴力団、又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 申請者の役員が暴力団、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（使用許可の制限）

第 6 条 事務所長は、前条の規定に反するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターのイラストの使用を許可しないものとする。

- (1) キャラクターのイラストの縦横の比率が変わるなど形状、図柄が変形しているもの。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 宗教的行事、政治活動等に使用するとき。
- (4) 営利目的で使用するとき。
- (5) その他、キャラクターのイラストの使用が適当でないと認めるとき。

（経費等の負担）

第 7 条 事務所長は、申請者が第 2 条の規定による使用許可の申請に要した費用又は使用者の使用の実施に係る経費、役務及び回収等に要した費用の負担をしない。

（責任の所在）

第8条 事務所長は、第2条の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）のキャラクターのイラストの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。許可使用者がキャラクターのイラストの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害について一切の責めを負わないものとする。

2 許可使用者は、キャラクターのイラストを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、事務所長に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

3 許可使用者が、キャラクターのイラストの使用に際して、故意又は過失により事務所長に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事務所長に賠償しなければならない。

（使用許可の取り消し事由）

第9条 事務所長は、許可使用者が次のいずれかに該当すると認められるときは、使用を取り消すことができる。

（1）許可使用者がこの要綱の規定、又は許可条件に違反したとき。

（2）申請内容と異なるとき。

2 事務所長は、許可使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって許可使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（個人情報の取り扱い）

第10条 事務所長は、キャラクターのイラストの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）を準用し、適正に取り扱わなければならない。

（使用料）

第11条 キャラクターのイラストの使用料は、無償とする。

（目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止）

第12条 許可使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にキャラクターのイラストを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

2 キャラクターのイラストに関して、使用者は国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務所長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

高知県安芸土木事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
(担当者名 : 連絡先 :)

キャラクターイラスト使用許可申請書

下記のとおり使用したく、国道 493 号整備促進マスコットキャラクター「とんぺいくん」のイラストの使用に関する要綱を理解し、遵守しますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的	
希望使用期間	
キャラクターのイラストを使用する物品等の名称	
物品等の数量	
備考	

※ 使用見本を必ず添付してください。デザインは、一切の変形を認めません。

(以下は、記載の必要はありません)

上記許可申請について許可してよろしいか。

決 裁		受 付	許 可	No.

(様式第2号)

キャラクターイラスト使用許可書

許可使用者の 住所及び氏名	
使用目的	
使用物品等	
使用許可期間	
使用許可番号	
備考	
許可条件	

うえのとおり使用を許可します。

令和 年 月 日

高知県安芸土木事務所長